

淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更について 意見を述べることにつき議決を求めることについて

1 水資源開発基本計画（フルプラン）について

水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）においては、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」を策定することとしている。

現在、水資源開発水系として指定されているのは、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の7つの水系であり、各水系においては、それぞれの水資源開発基本計画に基づき、総合的な水資源の開発と利用の合理化を進めている。

2 国土交通大臣からの意見照会について

淀川水系における水資源開発基本計画の一部を下記のとおり変更するため、水資源開発促進法第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、知事の意見を求めるもの。

【変更内容】

(1) 川上ダム建設事業

予定工期の延長（昭和56年度から平成27年度まで→平成34年度まで）

(2) 天ヶ瀬ダム再開発事業

予定工期の延長（平成元年度から平成27年度まで→平成30年度まで）

(3) その他事業の削除

利水撤退に伴い、安威川ダム建設事業を削除

3 本県への影響について

(1) 川上ダム建設事業

川上ダムは三重県伊賀市に昭和56年度から水資源機構が建設中の多目的ダムであり、洪水調節、流水の正常な機能の維持および新規利水を目的としている。

当ダムは、本県の利水・治水等に直接関係するダムではないため、今回の工期変更に伴う本県への影響は特にない。

(2) 天ヶ瀬ダム再開発事業

天ヶ瀬ダム再開発事業は、トンネル式放流設備の設置による放流能力の増強により、洪水被害の低減を図るとともに、貯水池の効率的な運用により新たな水道用水の取水を図り、さらに年間を通じて安定した発電を可能とすることを目的としている。

当ダムの再開発事業は、天ヶ瀬ダムの放流能力が増強されることから、瀬田川洗堰と連携した操作を行うことにより、琵琶湖周辺の洪水防御能力が向上し、本県の治水

面の効果をもたらされるところであるが、工期延長により効果の発現が遅れることになる。

(3) その他事業（安威川ダム建設事業）の削除

大阪府茨木市に大阪府が建設中である安威川の治水調整と、大阪府営水道の利水目的の多目的ダムであったが、大阪府において水源計画の見直しがされ、平成21年8月の大阪府戦略本部会議において、今後の水需要予測に伴う水資源開発の見直しで、既得水源量内での供給が可能と判断されたことから、安威川ダムの利水撤退が決定された。

このことにより、安威川ダムは「治水ダム」の単独目的として継続されることになり、利水目的から撤退されたためフルプランから削除されることになったが、このことによる本県への影響は特にない。

4 知事意見について

【知事意見案】

淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更については、川上ダム建設事業の予定工期の延長およびその他事業の安威川ダム建設事業の削除に関しては、特段の意見はない。

天ヶ瀬ダム再開発事業の予定工期を延長することについては同意するが、延長される工期にとらわれず早期の完了に努められたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダム再開発事業および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダム再開発事業の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、天ヶ瀬ダム再開発事業、瀬田川および宇治川の改修等の計画的かつ着実な推進に努められたい。
- 4 上流部の治水対策に支障のないよう取組を進められたい。

(理由)

川上ダムおよび安威川ダムに関しては、本県への影響は特にない。

ただし、天ヶ瀬ダム再開発事業については、琵琶湖周辺の洪水防御能力が向上するものであるため、早期完了が望まれるところである。

平成26年3月に本県（土木交通部流域政策局）より、天ヶ瀬ダムの基本計画の工期変更について、特定多目的ダム法の規定に基づき知事意見を提出しており、その時に集約して提出した意見は次のとおりである。今回の知事意見においても、重要な点であるため繰り返し述べ、知事意見として提出することにする。

**【平成 26 年 3 月 26 日付け滋水源対第 25 号で国土交通大臣あて提出した
知事意見】（参考）**

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の工期を変更することについて同意するが、延長される工期にとらわれず早期の完了に努められたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダムの建設(再開発)および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダムの建設（再開発）の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、天ヶ瀬ダム再開発事業、瀬田川および宇治川の改修等の計画的かつ着実な推進に努められたい。
- 4 上流部の治水対策に支障のないよう取組を進められたい。

5 関連法令について

【水資源開発促進法 抜粋】

第 4 条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画を決定しなければならない。

- 5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

【滋賀県議会基本条例 抜粋】

第 7 条 地方自治法第 96 条第 1 項に定めるもののほか、同条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事件を議会の議決すべきものとする。

- (2) 水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号）第 3 条第 1 項または第 4 条第 1 項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。